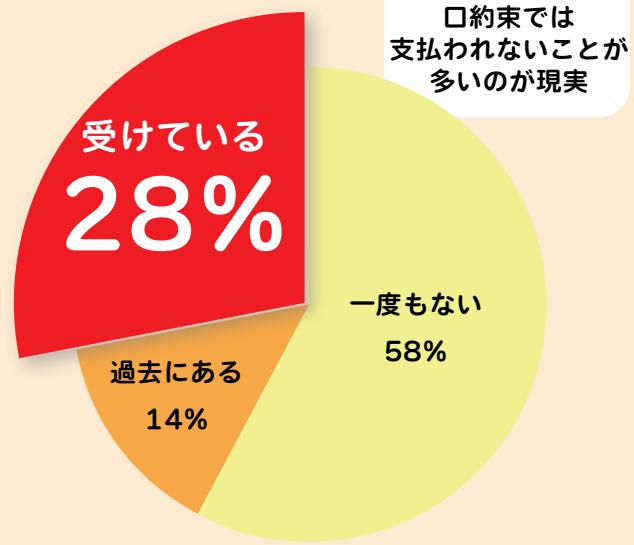


大切なお子さまの将来を守る 養育費確保には 離婚前の書面作成^{※1}が^{※2} 必須です

※1 離婚後に養育費が支払われなかった場合、改めて元パートナーと養育費の合意を書面化することは困難です。家庭裁判所に対して養育費請求調停の申立てが必要になりますが、離婚後に相手と裁判所で争うことには大きな精神的な負担がかかります。

※2 養育費に関しては、仮に夫婦間で口約束やLINE、メールで支払いの約束しても法的な強制力を持ちません。あとから支払いが止まってしまっても、すぐに対応できないのが現実です。そこで必要になるのが、「公正証書」という書面です。公証役場で作成する文書には、養育費や親子交流などの決めを明記でき、もし約束が守られなかった場合でも、給与差し押さえなどの強制執行が可能になります。お子さんとの生活を守るために、今このタイミングでしっかり備えておきましょう。

養育費もらっていますか??



調査数3,612/N

令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果（厚労省）

守口市 養育費に関する2つの補助金

公正証書による養育費の決めに要する
公証人手数料

上限 49,000 円

養育費の決めに係る裁判所への調停の
申立て又は弁護士会若しくはADR事業
者が実施するADRの利用に要する費用

上限 45,000 円

申請についての詳細は守口市ホームページをご覧ください

連絡先

守口市役所こども部子育て支援政策課

ホームページ

住所

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通 2-5-5
守口市役所 3 階北エリア

離婚前後
家庭支援事業

電話

06-6992-1665



株式会社チャイルドサポートの連携による
無料電話相談を実施しています。
(法務省認証 ADR 機関認証第 184 号)



法務省認証
ADR 機関
あんしん

ADR 手続きとは、法務大臣が認証した民間事業者による裁判外紛争解決手続であり、弁護士と同じく法令上の守秘義務を負っています。

離婚前の方向け 弁護士・行政書士による **無料電話相談窓口**

原則
45分間

平日9:00~22:00
休祝日は適宜予約可能

相談内容 親権、養育費、親子交流、財産分与等の夫婦間取決め方法
(公正証書作成またはADR利用等)に関するご相談

対象者 協議離婚を検討されている方
私たちがご相談を承ります



弁護士



行政書士



行政書士



行政書士

資料請求
ご相談は
公式LINEから



※匿名相談可

チャイルドサポートの

公正証書作成支援

59,800 円でご利用可能！

条件を満たす方は守口市の ADR 補助金 45,000 円の利用が可能に

法律家の専門家にオンラインでご相談が可能で、ご夫婦間での離婚協議のサポートから公正証書案の作成、専門家との協議設定までを一括して代行するサービスです。中立的な立場で論点を整理し、円滑な合意形成を支援します。



専門家が伴走支援

専門家である弁護士 / 行政書士が手続きをサポートしてくれるため、安心して進めることができます。相手との話し合いがまとまるかご不安な方もまずはご相談ください。



オンラインで完結

すべてオンライン対応が可能です。公正証書作成については、当社スタッフが代理で行いますので、ご自身で公証役場に出向いていただくことなく、お手元に公正証書が届きます。



最短 2 週間

離婚届と並行で作成することで、離婚を先延ばしせずに、手続きが可能です。お相手と直接顔を合わせることなく、手続きを進めることができます。

お問い合わせ・ご相談はこちちら



離婚の問診票

離婚条件診断シミュレーションツール

LINEで質問に答えるだけで、離婚に関する条件を整理できる無料の診断ツールです。

専門知識が不要で、10分ほどで抜け漏れなく条件整理が可能です。

離婚協議書を自動作成

離婚に関する取決めをまとめた書面

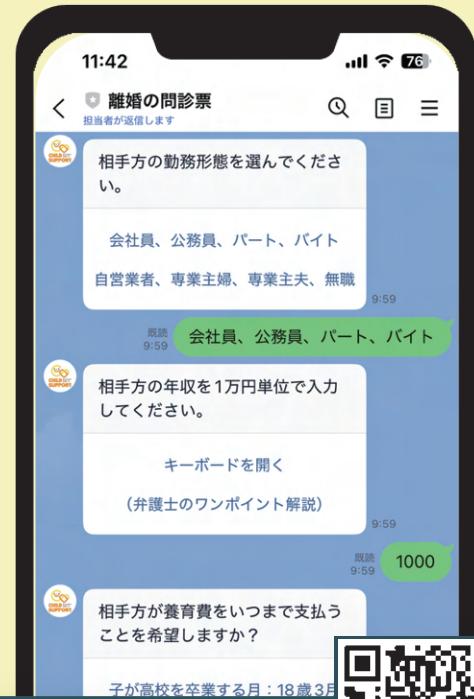
回答内容をもとに、離婚協議書（公正証書の原案）を自動で作成します。面倒な書類作成の手間が省け、相手とのスムーズな話し合いをサポートします。

匿名・無料・簡単

LINEで簡単な質問に答えるだけ。
離婚準備のはじめの一歩として全ての離婚検討中の方にお使いいただけます。

弁護士監修で安心

離婚問題に詳しい弁護士が監修。安心してご利用いただけます。個人情報提供する必要もありません。



詳しくはこちら



チャイルドサポートの

養育費保証

養育費の回収は当社にお任せ!!
ストレスフリーで確実な支払い

1 自動引き落とし（口座振替）

毎月の養育費の支払いは、当社が支払者の口座から自動引き落としを行うため、元夫婦間で振込みをする必要がありません。元夫婦間で毎月の入金確認や督促をしなくて済みますので精神的な負担が軽減されます。



2 未払いの際の支払保証（立替払い）

養育費の支払いの有無にかかわらず、毎月当社が養育費を代わりに入金いたします。支払いが滞った場合でも、当社が肩代わりして支払いが継続するため、安定した収入を確保できます。

3 強制執行の弁護士費用なし

当社の負担で強制執行手続きを行いますので、相手との交渉・督促・差し押さえまで全てお任せで大丈夫です。チャイルドサポートなら毎年再契約は不要です。保証契約期間は養育費支払いが満了するまで続きます。

初期費用

5万円（税込）

月額保証料

養育費の11%（税込）

月額事務手数料（口座振替・振込手数料）として500円（税込）をいただきます。

お問い合わせ・ご相談はこちら





公正証書の作成に関する守口市の補助金または
(株)チャイルドサポートによる支援の詳細は
綴込みをご覧ください。

お問い合わせ先
株式会社チャイルドサポート
(法務省管轄 ADR 機関 法務大臣認証第184号)
103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-3-6 ワカ末ビル 7 階
代表取締役 / 弁護士 佐々木裕介